

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

第1条関係

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第1章 一略一</p> <p>第2章 一略一</p> <p>第3章 <u>ユニット型介護老人保健施設（第38条一第46条）</u></p> <p>附則</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第3条 条例第3条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）<u>薬剤師</u> <u>介護老人保健施設の実情に応じた適当数</u></p> <p>（2）～（4） 一略一</p> <p>（5）<u>栄養士</u> 入所定員が100以上の介護老人保健施設にあっては、1以上</p> <p>（6）及び（7） 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 <u>介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この章において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></u></p> <p>5及び6 一略一</p> <p>7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、<u>栄養士</u>又は介護支援専門員については、本体施設が次の各号に掲げる本体施設である場合であって、当該各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>（1）<u>介護老人保健施設</u> 支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、<u>栄養士</u>又は介護支援専門員</p> | <p>目次</p> <p>第1章 一略一</p> <p>第2章 一略一</p> <p>第3章 <u>ユニット型介護老人保健施設（第38条一第46条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第47条）</u></p> <p>附則</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第3条 条例第3条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）<u>薬剤師</u> <u>介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この章において同じ。）の実情に応じた適当数</u></p> <p>（2）～（4） 一略一</p> <p>（5）<u>栄養士又は管理栄養士</u> 入所定員が100以上の介護老人保健施設にあっては、1以上</p> <p>（6）及び（7） 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 <u>介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></u></p> <p>5及び6 一略一</p> <p>7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員については、本体施設が次の各号に掲げる本体施設である場合であって、当該各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>（1）<u>介護老人保健施設</u> 支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p> |

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士(病床数が100床以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

8 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 一略一
(構造設備の基準)

第5条 条例第5条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 一略一

(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
イ 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第10条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
ロ 条例第10条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
ハ 一略一

2～3 一略一
(身体的拘束等の適正化のための措置)

(2) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数が100床以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

8 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 一略一
(構造設備の基準)

第5条 条例第5条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 一略一

(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
イ 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第10条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
ロ 条例第10条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
ハ 一略一

2～3 一略一
(身体的拘束等の適正化のための措置)

第13条の2 一略一

(施設サービス計画の作成)

第14条 一略一

2～6 一略一

7～10 一略一

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、第9項の施設サービス計画の変更の必要性について、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1)及び(2) 一略一

12 第2項から第8項までの規定は、第9項の施設サービス計画の変更について準用する。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第25条 計画担当介護支援専門員は、第14条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 一略一

(5) 第35条第2項の規定により事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(勤務体制の確保等)

第27条 一略一

2 一略一

3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

第13条の2 一略一

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

(施設サービス計画の作成)

第14条 一略一

2～6 一略一

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

8～11 一略一

12 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、第10項の施設サービス計画の変更の必要性について、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1)及び(2) 一略一

13 第2項から第9項までの規定は、第10項の施設サービス計画の変更について準用する。

(栄養管理)

第17条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第17条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理の体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第25条 計画担当介護支援専門員は、第14条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 一略一

(5) 第35条第3項の規定により事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(勤務体制の確保等)

第27条 一略一

2 一略一

3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該介護老人保

健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第27条の2 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第29条 一略一

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

（掲示）

第31条 一略一

2 介護老人保健施設は、第6条第1項各号に掲げる重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第35条 一略一

（1）～（3）一略一

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用

（衛生管理等）

第29条 一略一

（掲示）

第31条 一略一

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第35条 一略一

（1）～（3）一略一

(記録)

第37条 条例第15条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

(1)～(6) 一略一

(7) 第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(施設)

第38条 一略一

2 一略一

3 条例第17条第2項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 一略一

(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
イ 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第20条において準用する条例第10条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第20条において準用する条例第10条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 一略一

4・5 一略一

して開催することができる。

(虐待の防止)

第35条の2 条例第14条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(記録)

第37条 条例第15条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

(1)～(6) 一略一

(7) 第35条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(施設)

第38条 一略一

2 一略一

3 条例第17条第2項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 一略一

(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
イ 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第20条において準用する条例第10条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第20条において準用する条例第10条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 一略一

4・5 一略一

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第39条の2 一略一

(勤務体制の確保等)

第44条 一略一

2～3 一略一

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第46条 第3条、第6条から第11条まで、第13条から第17条まで、第20条、第22条から第25条まで及び第29条から第37条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第6条第1号中「第9条」とあるのは「第19条」と、第37条第4号中「第8条第5項」とあるのは「第18条第7項」と読み替えるものとする。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第39条の2 一略一

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(勤務体制の確保等)

第44条 一略一

2～3 一略一

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第46条 第3条、第6条から第11条まで、第13条から第17条の3まで、第20条、第22条から第25条まで、第27条の2及び第29条から第37条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第6条第1号中「第9条」とあるのは「第19条」と、第37条第4号中「第8条第5項」とあるのは「第18条第7項」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第47条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第11条第1項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面

に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

1～3 一略一。

4 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた令第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床について令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

5 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床について令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) 一略一

6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有す

附 則

1～3 一略一

4 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床について平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

5 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) 一略一

6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有す

る病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについて、第5条第3項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

- 7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第4号イ及び第38条第5項第4号イの規定にかかわらず、当該廊下の幅は、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。

8・9 一略一

る病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床について令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについて、第5条第3項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

- 7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床について令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第5条第3項第4号イ及び第38条第5項第4号イの規定にかかわらず、当該廊下の幅は、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。

8・9 一略一

10 条例附則第4項の規定により読み替えられた条例第9条及び第19条の規則で定める事項は、虐待の防止のための措置に関する事項とする。

11 条例附則第5項の規定により読み替えられた条例第11条第2項（条例第20条において準用する場合を含む。）の規則で定める訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練とする。

12 条例附則第6項の規定により読み替えられた条例第14条第1項（条例第20条において準用する場合を含む。）の規則で定める担当者は、第35条第1項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者とする。

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| (運営規程) | (運営規程) |
| 第26条 ー略ー | 第26条 ー略ー |
| (1)～(6) ー略ー | (1)～(6) ー略ー |
| <u>(7)</u> ー略ー | <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> |
| (衛生管理等) | <u>(8)</u> ー略ー |
| 第29条 条例第11条第2項の規則で定める措置は次のおりとする。 | 第29条 条例第11条第2項の規則で定める措置は次のおりとする。 |
| (1)・(2) ー略ー | (1)・(2) ー略ー |
| (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための <u>研修</u> を定期的に実施すること。 | (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための <u>研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u> を定期的に実施すること。 |
| (4) ー略ー | (4) ー略ー |
| 2 ー略ー | 2 ー略ー |
| (運営規程) | (運営規程) |
| 第43条 ー略ー | 第43条 ー略ー |
| (1)～(7) ー略ー | (1)～(7) ー略ー |
| <u>(8)</u> ー略ー | <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> |
| | <u>(9)</u> ー略ー |